

北九州スタジアム【場内】 芝生保護材使用管理規程

北九州市が所有する芝生保護材に関し、北九州スタジアム場内での使用について必要な事項を次のとおり定める。

(目的)

第1条 芝生保護材を使用し、フィールドを活用するさまざまなイベントの継続・拡充を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(使用許可申請の受付)

第2条 使用者は、使用許可申請前に施設管理者に対して、使用希望日など事前相談を行うこと。

- 2 施設管理者が使用可能と判断した場合、使用者は施設管理者に対して、北九州スタジアム使用許可申請書と合わせて、芝生保護材の使用許可申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(使用の許可)

第3条 施設管理者は、使用者に使用を許可するときは、使用許可書（様式第2号）を交付する。

(使用料)

第4条 1枚あたり（75cm×75cm）1日100円とし、原則、6枚1セット単位で貸出すものとする。

(使用方法)

第5条 この芝生保護材は、以下の用途で使用する。

- (1)観客用
 - (2)その他市及び施設管理者が協議の上認めるもの
- 2 使用にあたっては、芝生保護材の耐荷重以上の载荷を行わないこと。
 - 3 その他、施設管理者の指示に従うこと。

(使用の条件)

第6条 使用料算定上の使用日数は、実際に使用した日数（設置～イベント期間～撤去）とする。（場内運搬・洗浄に要した日数は、使用日数に含めない）

- 2 時間単位の使用についても1日扱いとする。
- 3 場内運搬や設置・撤去など、場内作業については、施設管理者の指示に従い、

使用者が行うこと。

4 芝生の管理上、芝生保護材の設置は連続5日以内とする。

(使用料の支払い)

第7条 使用者は、芝生保護材を返却後、施設管理者の指定する納付書により、使用料の支払いを行うこと。

(賠償責任)

第8条 使用の取消し等により、使用者が受けた損害については、施設管理者は賠償の責めを負わない。

(使用者の守るべき事項)

第9条 使用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 芝生保護材の場内運搬や設置・撤去、芝生の留意事項等の詳細について、事前に施設管理者との協議を充分に行うこと。
- (2) 芝生保護材の使用に係る、場内運搬や設置・撤去、これらに関する費用については、使用者の負担とする。
- (3) 返却時、使用者が枚数・破損等の確認を行い、最終確認を施設管理者が行う。なお、今回の使用による破損等が生じた場合、使用者の負担で補修または補充を行うなど、施設管理者と協議の上、原状回復をして返却すること。
- (4) 今回の使用による汚れについては、使用者の負担で洗浄すること。
- (5) 芝生の状態確認のため、市及び施設管理者の立会いのもと、使用の約1週間前に現地確認を行う。返却して約3週間後、再度芝生の状態を確認する。決められた使用方法を守らず、芝生に変色・枯死等が確認された際、芝生の補修または張り替えにかかる費用については、使用者の負担とする。
- (6) 「北九州スタジアム使用許可書」の使用上の注意事項に順守すること。
- (7) 使用后1ヶ月以内に、使用報告書(様式第3号)を施設管理者に提出すること。
- (8) その他、本書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、施設管理者と協議を行うものとする。

付 則

この規程は令和3年1月27日から施行する。

付 則

この規程は令和3年8月23日から施行する。

この芝生保護材は、ポートルース若松の収益金を財源の一部として活用し購入しました。

